

件名	愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
主幹課	農地整備課
根拠法令等	土地改良法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第102号）
<p>【改正の概要】</p> <p>本県国営土地改良事業負担金等徴収条例において条文を引用している政令の改正を受けて、同条例について所要の規定整備を行う。</p> <p>（土地改良施設突発事故復旧事業の創設に伴い、国営土地改良事業と突発事故被害の復旧事業を併せて行う場合において、県が受益者から徴収する負担金の支払期間に係る事業完了年度の取扱いの規定を追加するもの。）</p> <p>（改正前）</p> <p>災害復旧を併せ行う場合における当該国営事業及び当該災害復旧については、当該国営事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度</p> <p>（改正後）</p> <p>災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合における当該国営事業及び当該災害復旧等については、当該国営事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>平成29年5月の土地改良法の一部改正に伴い、近年増加している土地改良施設における突発事故被害について迅速かつ機動的な復旧ができる事業制度が創設され、平成30年4月、土地改良法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに対応するもの。</p>	